

VI B I L L情報の配信機能の実装及びB I L L請求先欄の追加<2>

平成27年10月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 検討事項概要

区 分	概 要
1. 個別検討事項	<p>① B I L L（上屋蔵置料金請求書）情報の配信機能の実装。</p> <p>② B I L L（上屋蔵置料金請求書）請求先欄の追加。</p>
2. 現行仕様	<p>① 「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務に B I L L 情報の配信機能はない。</p> <p>② 「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務の際、システムにより輸入申告が行われている場合で、輸入貨物情報 D B に登録されている申告者を補完する場合は「代理店」欄に「F」を入力する。</p>
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	<p>① 航空貨物代理店から B I L L 情報を E D I で受信したいという要望があるが、ニーズが多様であるため個社対個社での対応が難しい。各代理店が利用参加しているプラットフォーム・N A C C S で B I L L 情報配信機能を実装してほしい。</p> <p>② 申告者と保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードが同じであれば O U T 業務の際「F」を入力すればよいが、複数の蔵置料金請求先を持つ通関業についてはいずれかのコードを入力しなければならず、また、コードを誤入力すると請求間違いが発生してしまう。</p>
4. 次期仕様	<p>① O U T 業務は出力情報が多く、配信機能を装備するとシステム負荷が大きくなるため、<u>対応しないこととする。</u></p> <p>② 「輸入申告事項登録（I D A）」業務等（※1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。 → 「輸出入申告に係る項目の見直し<2>」において提案。</p> <p>O U T 業務の際、現行仕様に加えて、システムによる輸入申告で「蔵置料金請求先」が入力されていた場合においても「代理店」欄に「F」を入力すると補完される仕様とする。</p> <p>詳細は次の頁以降を参照。</p> <p>（※1）対象業務 「輸入申告事項登録（I D A）」業務 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（S W A）」業務 「輸入申告変更事項登録（I D A 0 1）」業務 「輸入マニフェスト通関申告（M I C）」業務 「輸入マニフェスト通関申告変更（M I E）」業務</p>

2. 現行NACCSにおける「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の仕様

現行

「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の際、申告者と蔵置料金請求先が一致する場合は「代理店」欄に「F」を入力して輸入貨物情報DBに登録されている申告者から代理店を補完する仕様である。

一致しない場合は「代理店」欄に、あらかじめ指示された蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力しているが、それによって蔵置料金請求先の入力に時間を要し、また誤入力が発生することがある。

OUT 搬出確認登録(一般)

ファイル(F) 表示(V)

搬出年月日 * 9999/99/99 取消表示 集荷業者 他所蔵置場所

AWB番号 差日数	代理店	時間外	搬出時刻	支払	アディショナルチャージ
01 XXX-XXXXXXX	F	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
02 XXX-XXXXXXX	XXXXX	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
03		<input type="checkbox"/>	:_:	<input type="checkbox"/>	
04		<input type="checkbox"/>	:_:	<input type="checkbox"/>	
05		<input type="checkbox"/>	:_:	<input type="checkbox"/>	

申告者と蔵置料金請求先が一致する場合は、Fを入力。

申告者と蔵置料金請求先が一致しない場合は、蔵置料金請求先の利用者コードを入力。

3. 次期NACCSにおける対応

次期（第6次）NACCSにおける対応

- ✓ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等（※1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。

記事（税関）

記事（通関）

記事（荷主）

荷主セクションコード 荷主Ref No.

社内整理番号 **蔵置料金請求先**

入力画面の最下段へ追加する（航空のみ）。

- （※1）対象業務 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務

- ✓ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の実施時に「蔵置料金請求先」を入力し、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務実施時に「代理店」欄に「F」を入力することで「蔵置料金請求先」が補完される仕様とする。

通関業

- 申告者と蔵置料金請求先が異なる場合 → IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄を入力。
- 申告者と蔵置料金請求先が同一の場合 → 入力不要。

OUT業務実施者

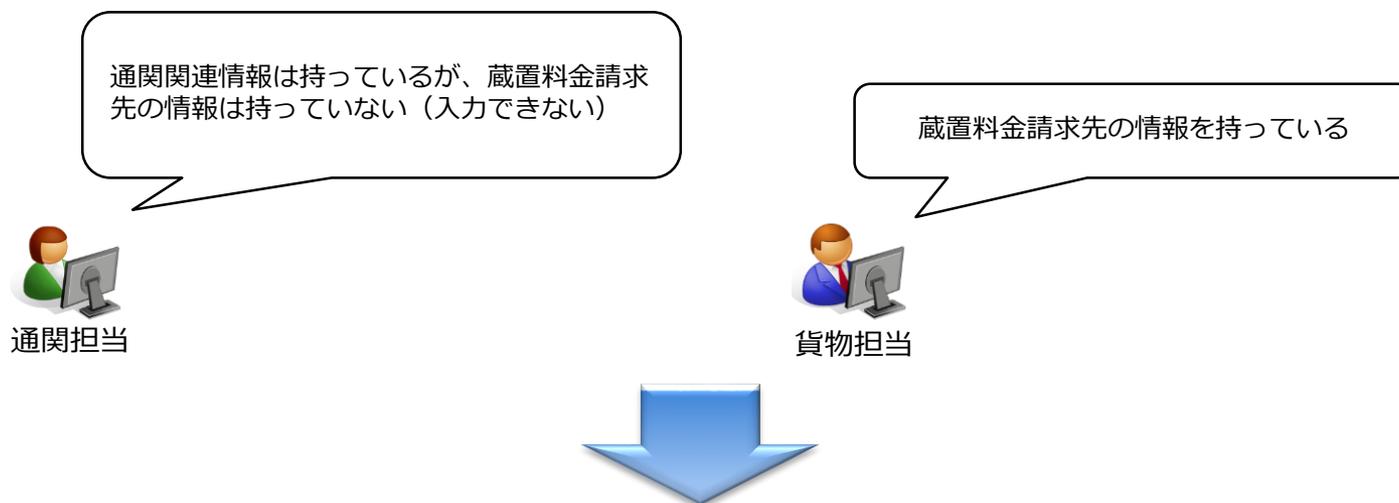
- OUT業務時は「代理店」欄に「F」を入力すると、「蔵置料金請求先」に入力された利用者コードが補完される。
- IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄が入力されていない場合は、現行同様に申告者コードが補完される。
- 現行同様「代理店」欄に蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力することも可能。

4. 検討の結果

前頁までが第17回WGにおける提案。

I D A業務等に「蔵置料金請求先」を追加した場合も、I D A業務等実施時に「蔵置料金請求先」を入力しない場合は、現行N A C C S同様O U T業務時に利用者コードを入力する必要がある。

提示した案では、通関業務を実施する担当者を専任で設けている企業等の場合で、通関担当者が蔵置料金請求先の情報を保持していないため実際には入力されないと現状通りの運用となってしまう可能性がある。



この問題点を改善するため、I D A業務等への項目追加ではなく「蔵置料金請求先」を登録する新規業務を設けることを検討する。